

様式第8（第10条、第18条関係）

電 気 用 品 例 外 承 認 申 請 書

年 月 日

大臣の氏名は不要

経済産業大臣 殿

代表者の署名でも可

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

印

電気用品安全法第8条第1項第1号（第27条第2項第1号）の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者が製造・輸入事業者の場合

申請者が販売のみを行う事業者の場合

1 電気用品の品名

【記載上の注意点】

「その他の音響機器」「電気がま」等、電気用品名を記載する。

2 電気用品の構造、材質及び性能の概要

【記載上の注意点】

電気用品のモデル（機種名、型番等）毎に、(1)構造(2)材質(3)性能の概要を記載する。

また、これに関する資料として、別紙にて以下のものを添付する。

- ・申請モデル毎の外観写真又は概要図。
- ・申請モデル毎の銘板写真又は模式図
- ・100Vでは動作が停止するような機能の概要、もしくは、機器本体に取り付けられているコード（コードセットを含む）全体及び差込プラグの写真又は設計図。

3 対象となる技術基準

【記載上の注意点】

モデル毎にIEC、UL等の外国の規格名・番号等を記入。

4 承認を申請する理由

【記載上の注意点】

下記の趣旨を踏まえた文章を理由として記入する。

- ・当該電気用品が特定用途に供せられるもの（外国旅行者、外国人観光客のみやげ用モデル（ツーリスト・モデル））であること。
- ・外国の規格に適合していること。
- ・外国で使用されることを前提に国内で販売されること。

5 用途

【記載上の注意点】

外国旅行者、外国人観光客のみやげ用として販売する旨を記載する。

また、下記の資料を添付する。

①**販売事業者に対する周知文書又は誓約書**：外国旅行者、外国人観光客のみやげ用
にのみ販売でき、それ以外の販売は法に違反する旨を明記する。

例) 「販売の際にパスポートの提示を求め、提示した外国旅行者及び外国人観光客に限り販売する」等。それ以外の方法による場合は、その旨を記載する。

※ 誓約書のあて先事業者名と例外承認の申請者が異なる場合は、別紙にて両者の関係を説明すると共に、責任の所在を明確にした書類を添付する。

②**包装表示**：「外国向けであり、日本国内仕様ではない旨」を記載したラベルのサンプルまたは模式図、及びラベルを梱包箱に表示した状態を示した写真または模式図。

③**本体表示**：差込みプラグの形状が国内でも使用できる形状（平行刃のもの）の場合、次の本体表示についての資料を添付する。

※ 機器本体正面等の見えやすい箇所に明確に識別できる方法で、「外国向けのものであり、日本国内での使用を前提に製造されたものではない」旨の表示を行うラベルのサンプルまたは模式図、及び機器本体に当該ラベルを表示した写真または模式図。

なお、この場合の機器本体とは、電源コードセットを同梱する場合又は電源コードセットそのものの申請にあつては、電源コードセットそれ自体を指す。

6 製造、輸入又は販売を予定する数量

【記載上の注意点】

申請モデル毎に、製造、輸入又は販売を行う予定数量を記載する。

申請台数に係わらず、おおよそ向こう1年間の月別の販売計画を記載する。

7 使用者が特定している場合は、その者の氏名又は名称及び使用の場所

【記載上の注意点】

「パスポートを携帯している外国旅行者及び外国人観光客」等と記載する。

8 届出の年月日及び電気用品の型式の区分

【記載上の注意点】

申請モデル毎に、該当する電気用品の型式の区分及び当該型式について製造又は輸入事業に係る法に基づく届出（電気用品取締法に基づく届出も含む）を行った年月日を記載する。

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

注 意 事 項

- ・申請書の記載については、全て別紙可。
- ・上記内容はあくまでも例示であり、申請の内容によっては審査において必要な資料の提出を求める場合がある。
- ・包装表示及び本体表示のラベルは日本語・英語併記とする。ただし、その他の言語を併記することは妨げない。その場合は、日本語より大きなフォントにしない。